

## 日立市仲町交流センター使用のきまり

この施設は仲町学区住民のコミュニティ推進の活動拠点として、住民の自主運営で行われます。

### 1 利用できる人

- (1) 原則として、日立市民と日立市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
  - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
  - ② 営利を目的と認められるとき。
  - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
  - ④ その他、管理上支障があるとき。

### 2 開館している時間

午前9時から午後9時まで

### 3 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

仲町交流センター運営委員長が特に必要と認めた日

### 4 利用方法

#### (1) 申込み方法

交流センターの窓口へ直接申し込んでください。(午前9:30～午後8:30)

電話での仮予約も受け付けます。

電話での予約後は正式な手続きとして1週間以内に窓口にて申し込みをお願いします。

#### (2) 申込み受付

①運営委員会が認めた行事……………3ヶ月前

②運営委員会が指定した団体が行なう行事……………2ヶ月前  
(利用団体連絡会に加盟している団体)

③その他の団体が行う行事や個人利用の行事……………1ヶ月前

④団体連絡会に加盟している団体に対する特例：

利用した日に次回以降の予約をする場合、例えば第2週の水曜日に利用した団体が1～3か月先の同じ週の同じ曜日を予約する場合は日にちが上記条件を満たしていなくても申し込みを受付けます。

#### (3) 利用の制限

原則として月4区分までとする。3,4区分目と登録日以外の日を利用したい場合は1か月前に部屋の空き状況を確認の上申し込んでください。

公共の行事を最優先とするため予約後に使用できないこともあります。

施設を利用できる団体を構成する人数は概ね5名以上とします。

利用の制限を超える予約を希望する場合は交流センター運営委員長が決着します。(平日の昼間の時間帯に限ります。)

#### (4) 利用時間の区分

午前 午前9時から午後0時30分

午後 午後 1 時から午後 4 時 3 0 分

夜間 午後 5 時から午後 9 時

## 5 利用者の心得

- (1) 使用時間を厳守してください。(片付け・清掃を時間内に終了してください。)
- (2) 使用後は清掃をお願いします。
- (3) 発生したゴミをもちかえってください。
- (4) 他の利用者に迷惑をかけるような行為を慎んでください。
- (5) 建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は速やかに事務室に報告をお願いします。修繕・修理の費用は原則として当事者の負担とします。
- (6) 駐車できる台数は限られています。極力乗り合せて来場ください。

## 6 その他

- (1) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがあるときは利用できません。
- (2) アルコール類は、飲用しない。ただし、団体によっては責任者の申請により、一定の条件のもとで運営委員長が許可することもあります。
- (3) 喫煙は敷地内全面で禁止です。
- (4) 交流センターの一斉清掃  
毎年 5・7・10 月に利用団体連絡会に加盟している団体に参加していただきます。
- (5) コピー機使用料 (注記：印刷機は R5 年 8 月末に廃止しました。)

項目	金額	備考
1 コピー代(モノ黒 B5,A4)	5 円	片面 1 枚につき
2 コピー代(モノ黒 B4,A3)	10 円	片面 1 枚につき
3 コピー代(カラー B5,A4)	30 円	片面 1 枚につき
4 コピー代(カラー B4,A3)	50 円	片面 1 枚につき

### (7) 仲町交流センターの住所

日立市宮田町 4 - 4 - 1 5

電話 (2 1) 5 5 6 4

FAX (2 1) 7 0 7 7

### (8) 上記に定めのない事項は、運営委員会において協議する。

『仲町交流センター見取図は今回から省略』

附則:このきまりは令和 7 年 4 月 26 日付けで一部改訂,下線部が改訂箇所です